

千葉県都市計画公聴会等運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県都市計画公聴会等に関する規則（平成17年千葉県規則第24号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第13条の規定に基づき、千葉県都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）及びこれに代わる説明会（以下「都市計画説明会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 公聴会は、別表第1に掲げる都市計画の決定又は変更するために案を作成しようとする場合に開催するものとする。

2 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。）第37条、第57条の2又は第86条の規定に基づく都市計画の提案に係る場合であって、既に規則及びこの要綱に基づく公聴会に相当する住民説明会等を実施したと認められる場合は、規則第2条第1項ただし書きの規定を適用し、前項の規定に関わらず公聴会を開催しない。

3 公聴会の会場は、都市計画を決定又は変更する土地の区域内又はその周辺にある公共施設を原則とし、交通の利便性を考慮するものとする。

4 前項の会場は、傍聴人を50名程度収容することができる会場とする。

(公述の申出)

第3条 規則第4条に規定する書面は、原則、公述申出書（様式第1号）によって提出するものとする。

2 規則第4条に規定する書面の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

- (3) 電子メール
- (4) 都市計画課の窓口への書面の提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
(公述人の選定等)

第4条 規則第5条第1項に規定する公述人の選定は、次に掲げる基準により行うこととする。ただし、規則第7条に規定する議長（以下「議長」という。）が必要と認める場合は、これによらないものとしてすることができる。

- (1) 公述人は、10人以下とする。
- (2) 規則第4条に規定する公述の申出が10人を超えた場合には、同趣旨の意見を提出した者のうちから、それぞれ公開による抽選により公述人を選定するものとする。
- (3) 公述の順序は、公述人の氏名の50音順とする。

2 規則第5条第2項の規定により公述時間を定める場合は、1人につき15分以内とする。

3 規則第5条第3項の規定による通知は、公述人選定通知書（様式第2号及び様式第3号）の送付により行うものとする。

4 規則第5条第4項の規定により公聴会への出席を求める者は、2名以内とする。

（公聴会開催の手続）

第5条 公聴会の開催については、あらかじめ、規則第3条第1項の公告のほか、ちば市政だより及び千葉市ホームページに掲載し、周知するものとする。

2 公聴会の開催にあたって、縦覧する都市計画の素案（以下「素案」という。）の縦覧期間は、1月以上とする。

（素案説明会の開催）

第5条の2 素案を縦覧するにあたっては、素案説明会を開催するものとする。

2 素案説明会は、素案の縦覧を開始する前に開催するものとする。ただし、やむを得ない場合は、素案の縦覧公告後

2 週間を経過するまでの間に行うことができる。

- 3 素案説明会の会場は、都市計画を決定又は変更する土地の区域内又はその周辺にある公共施設を原則とし、交通の利便性を考慮するものとする。

(素案説明会開催の手続)

第5条の3 素案説明会の開催については、あらかじめちば市政だより及び千葉市ホームページに掲載するものとする。

- 2 素案説明会を開催する場合は、あらかじめ説明会資料を配布するとともに千葉市ホームページに掲載することとする。

- 3 前項の資料配布は、都市局都市部都市計画課にて行うこととし、その期間は2週間以上とする。

(素案説明会の運営)

第5条の4 素案説明会の出席者は、素案に対する質疑のほか、意見陳述をすることができる。

- 2 素案説明会については、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- (1) 素案の種類及び名称
- (2) 素案の概要
- (3) 素案説明会の日時及び場所
- (4) 出席者の人数
- (5) 出席者が述べた質疑又は意見の要旨
- (6) 前号の内容に対する市の回答又は見解

- 3 前項の規定により作成した記録は、千葉市ホームページへの掲載及び素案の縦覧期間中に都市計画課窓口に閲覧に供するものとする

(議長)

第6条 議長は、都市部内の部長、参事、技監又は課長の職にある者の中から都市局長が指名する。

(代理人又は書面による意見の提出)

第7条 規則第9条第2項に規定する委任状は、委任状(様

式第4号)とし、同項に規定する書面は、公述意見書(様式第5号)とする。

- 2 前項の規定により提出された公述意見書は、公聴会において議長又は議長が指名した職員が朗読するものとする。
(傍聴)

第8条 公聴会の傍聴者の定員は、公聴会の会場の収容人数を勘案し、議長が決定するものとする。

- 2 公聴会の傍聴者の決定方法は、公聴会当日の先着順とする。
- 3 傍聴の受付は、公聴会の開始30分前からとする。
(公述の内容に対する見解の公表)

第9条 規則第12条第1項の規定による公表の方法は、千葉県ホームページへの掲載及び都市計画の案の縦覧と併せて閲覧に供する方法とする。
(都市計画説明会の開催)

第10条 都市計画説明会は、公聴会を実施しない場合(規則第6条の規定により中止したものを除く。)に開催するものとする。

- 2 別表第2に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合は、規則第2条第1項ただし書きの規定を適用し、前項の規定に関わらず都市計画説明会を開催しない。
- 3 都市計画説明会の会場については、第5条の2第3項の規定を準用する。この場合において、同条中「素案説明会」とあるのは「都市計画説明会」と読み替えるものとする。
(都市計画説明会開催の手続)

第11条 前条に規定する都市計画説明会の開催にあたっては、第5条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「素案説明会」とあるのは「都市計画説明会」と読み替えるものとする。
(都市計画説明会の運営)

第12条 第10条に規定する都市計画説明会の運営にあたって

は、第5条の4の規定を準用する。この場合において、同条中「素案説明会」とあるのは「都市計画説明会」と、「素案の縦覧期間中に都市計画課窓口で閲覧」とあるのは「都市計画の案の縦覧と併せて閲覧」と読み替えるものとする。

(事務局)

第13条 公聴会、素案説明会及び都市計画説明会の事務局は、都市局都市部都市計画課に置く。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表第1

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条に規定する環境影響評価を実施すべき都市計画。
- 2 千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第41条に規定する環境影響評価を実施すべき都市計画。
- 3 千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）第43条に規定する環境影響評価を実施すべき都市計画。
- 4 法第6条の2、第7条又は第7条の2で規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分又は都市再開発方針等（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第14条に規定する軽易な変更を除く。）。
- 5 地域地区（法第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。）のうち、法第87条の2第1項の規定により指定都市が定めるものとされた都市計画（用途地域を変更する場合における市街地開発事業等に伴う変更など局地的なもの及び政令第14条に規定する軽易な変更を除く。）。
- 6 都市施設（法第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）のうち、法第87条の2第1項の規定により指定都市が定めるものとされた都市計画（政令第14条に規定する軽易な変更を除く。）。
- 7 市街地開発事業（法第12条第1項各号に掲げる事業をいう。）のうち、法第87条の2第1項の規定により指定都市が定めるものとされた都市計画（政令第14条に規定する軽易な変更を除く。）。
- 8 市街地開発事業等予定区域（法第12条の2第1項各号に掲げる予定区域をいう。）。
- 9 その他公聴会を開催する必要があると認められる都市計画。

別表第2

- 1 政令第14条に該当し、かつ、直接の利害関係を有する者が限定されるもの
- 2 法第8条第1項第14号に規定する生産緑地地区の変更（土地所有者の要請によるもの及び公共施設の整備に係るものに限る。）
- 3 都市施設（法第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）のうち、既に供用済の施設の追加決定
- 4 法及び都市再生特別措置法に基づく都市計画の提案に係るもので、既に規則及びこの要綱に基づく公聴会又は都市計画説明会に相当する住民説明会等を実施したと認められるもの
- 5 その他直接の利害関係を有する者が限定され、かつ、周辺に与える影響が少ないと考えられるもので、事業説明会等で了解が得られたもの

様式第1号

公述申出書

(あて先) 千葉市長

年 月 日付で公告された千葉都市計画〇〇
〇〇の決定(変更)の素案に対して、下記のとおり意見を述べたいので、申し出いたします。

記

| 意見の要旨及びその理由 |
|-------------|
| |

年 月 日

公述申出人 住 所

氏名又は名称

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその法人を代表して公述をする者の氏名〕

利害関係

(本市に住所がない方のみ)

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

※「意見の要旨及びその理由」を別紙とする場合は、A4版横書きとし、400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

様式第2号

年 月 日

(公述人氏名) 様

千葉市長

千葉都市計画〇〇〇〇の決定(変更)に関する
公聴会の公述人選定結果について(通知)

千葉市都市計画公聴会等に関する規則第5条第1項の規定により、千葉都市計画〇〇〇〇に関する公聴会における公述人として、あなたを選定いたしました。

つきましては、年 月 日() 時 分
から、〇〇〇〇において公聴会を開催しますので、ご出席を
お願いします。

なお、公述人の留意事項は下記のとおりです。

記

- 1 公述時間は15分以内といたします。
- 2 当日は、公聴会開始時刻の20分前に会場においでいただき、この通知書を受付に提示してください。
- 3 発言順位は、〇〇番です。
- 4 発言にあたっては、まずご自分の住所、氏名をお知らせ願います。
- 5 委任状又は公述意見書の提出がなく、当日欠席の場合は、公述申出書の内容を議長が代読します。

(問合せ先) 千葉市都市局都市部都市計画課

TEL : - -

FAX : - -

e-mail : @

様式第3号

年 月 日

(公述人氏名) 様

千葉市長

千葉都市計画〇〇〇〇の決定(変更)に関する
公聴会の公述人選定結果について(通知)

あなたから千葉都市計画〇〇〇〇の決定(変更)に関する公聴会に対する公述申出書の提出がありましたが、千葉市都市計画公聴会等に関する規則第5条第1項の規定による公述人として選定されませんでしたので、通知いたします。

なお、今後とも本市の都市計画行政について、ご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(問合せ先) 千葉市都市局都市部都市計画課

T E L : — —

F A X : — —

e-mail : @

様式第4号

(あて先) 千葉市長

委任状

私は、 年 月 日において開催される公聴会における公述人として選定通知を受けましたが、都合により公聴会当日、公述できません。

つきましては、千葉市都市計画公聴会等に関する規則第9条第1項の規定により、下記の者を代理人と定め、前述の公聴会における公述に関する一切の権限を委任いたします。

記

代理人 住所
氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその法人を代表して公述をする者の氏名〕

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

年 月 日

公述人 住所
氏名又は名称

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその法人を代表して公述をする者の氏名〕

利害関係

(本市に住所がない方のみ)

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

様式第5号

(あて先) 千葉市長

公述意見書

私は、 年 月 日において開催される公聴会
における公述人として選定通知を受けましたが、都合により
公聴会当日、公述できません。

つきましては、千葉市都市計画公聴会等に関する規則第9
条第1項の規定により、別紙により意見を提出いたします。

年 月 日

公述人 住 所

氏名又は名称

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地並びにその法人を代表して公述をする者の氏名〕

利害関係

(本市に住所がない方のみ)

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

※別紙はA4縦版横書きとし、規則第8条第2項に準じて、
5,000字以内で意見を記載してください。